

令和2年2月18日
宮城県公報第79号別冊

区画漁業及び共同漁業の漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、地元地区並びに關係地区

業 漁 画 区

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度経度は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第1313号	第1種区画漁業	わかれめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで 10月1日から 翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 今帰仁地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.19' , 東経141° 32.13' の点 イ 北緯38° 45.42' , 東経141° 32.09' の点 ウ 北緯38° 45.13' , 東経141° 32.14' の点 エ 北緯38° 46.13' , 東経141° 31.98' の点 オ カ 北緯38° 46.17' , 東経141° 32.43' の点 シ 北緯38° 45.29' , 東経141° 32.59' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)手や垂下式漁獲物に關して、 異常発生時の販への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁獲管理規程を定めなければ ならない。 (2)黒が行う調査に協力しなければ ならない。	気仙沼市本吉町 中島 別名: 梶、下谷、平員、音の沢、 小浜、二十浜、柳沢、長尾、柳沢、 成内、今帰仁、 鶴生、北明戸、 深野	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2401号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかれめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ア の順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.40' , 東経141° 29.76' の点 イ 北緯38° 28.47' , 東経141° 29.80' の点 ウ 北緯38° 28.65' , 東経141° 30.04' の点 エ 北緯38° 28.63' , 東経141° 30.12' の点 オ オ 北緯38° 28.30' , 東経141° 30.17' の点 カ キ 北緯38° 28.08' , 東経141° 30.21' の点 ク ケ 北緯38° 28.04' , 東経141° 29.97' の点 コ サ 北緯38° 27.99' , 東経141° 29.75' の点 シ 北緯38° 28.10' , 東経141° 29.53' の点 北緯38° 28.12' , 東経141° 29.49' の点 北緯38° 28.20' , 東経141° 29.44' の点	1.エ、オ、カ、キ及びシの点に夜間 離別可能な距離を設置しなけれ ばならない。 (エ、カ、キ及びシの点に設置する 機器について上記すること。) 2.ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)手や垂下式漁獲物に關して、 異常発生時の販への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁獲管理規程を定めなければ ならない。 (2)黒が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町指ヶ浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2403号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかれめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.95' , 東経141° 28.90' の点 イ 北緯38° 28.11' , 東経141° 28.85' の点 ウ 北緯38° 28.15' , 東経141° 28.94' の点 エ 北緯38° 28.13' , 東経141° 28.97' の点 オ オ 北緯38° 28.16' , 東経141° 29.06' の点 カ キ 北緯38° 28.05' , 東経141° 29.28' の点 ク 北緯38° 28.04' , 東経141° 29.04' の点 シ 北緯38° 27.96' , 東経141° 29.18' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)手や垂下式漁獲物に關して、 異常発生時の販への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁獲管理規程を定めなければ ならない。 (2)黒が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町指ヶ浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2418号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかれめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に 結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52' , 東経141° 29.81' の点 イ 北緯38° 26.59' , 東経141° 30.09' の点 ウ 北緯38° 26.48' , 東経141° 30.12' の点 エ 北緯38° 26.47' , 東経141° 30.05' の点 オ カ 北緯38° 26.38' , 東経141° 30.06' の点 キ 北緯38° 26.39' , 東経141° 30.10' の点 ク 北緯38° 26.35' , 東経141° 30.15' の点 シ 北緯38° 26.32' , 東経141° 30.17' の点 北緯38° 26.16' , 東経141° 30.18' の点 コ 北緯38° 26.07' , 東経141° 29.86' の点 サ シ 北緯38° 26.18' , 東経141° 29.78' の点	ほや垂下式養殖業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)手や垂下式漁獲物に關して、 異常発生時の販への報告、 など遵守すべき事項を規定した 漁獲管理規程を定めなければ ならない。 (2)黒が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町竹浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2421号	第1種区画漁業 ほや垂下式巻釣業 ほたて垂下式巻釣業 わかめ巻釣業	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.21' 東経141° 29.54' の点 イ 北緯38° 26.01' 東経141° 29.56' の点 ウ 北緯38° 25.99' 東経141° 29.34' の点 エ 北緯38° 26.20' 東経141° 29.31' の点	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 竹前地先	1 ほやの点に夜間識別可能な標識を設置すればならぬ。 2 ほや垂下式巻釣業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式巻釣業に因して、異常発生時の県への報告、発症漁場にされた場合はの取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)実行調査に協力しなければならない。	女川町竹前	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2425号	第1種区画漁業 ほや垂下式巻釣業 ほたて垂下式巻釣業 かき垂下式巻釣業 わかめ巻釣業	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04' 東経141° 28.88' の点 イ 北緯38° 26.15' 東経141° 28.87' の点 ウ 北緯38° 26.14' 東経141° 28.95' の点 エ 北緯38° 26.02' 東経141° 28.96' の点	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 桜ヶ崎地先	1 ほやの点に夜間識別可能な標識を設置すればならぬ。 2 ほや垂下式巻釣業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式巻釣業に因して、異常発生時の県への報告、発症漁場にされた場合はの取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)実行調査に協力しなければならない。	女川町桜ヶ崎	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2431号	第1種区画漁業 ほや垂下式巻釣業 ほたて垂下式巻釣業 えむし垂下式巻釣業 わかめ巻釣業	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、ガ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.25' 東経141° 27.61' の点 イ 北緯38° 26.30' 東経141° 27.55' の点 ウ 北緯38° 26.24' 東経141° 27.68' の点 エ 北緯38° 26.17' 東経141° 27.62' の点	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 小栗浜地先	1 ほやの点に夜間識別可能な標識を設置すればならぬ。 2 ほや垂下式巻釣業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式巻釣業に因して、異常発生時の県への報告、発症漁場にされた場合はの取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)実行調査に協力しなければならない。	女川町小栗浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2434号	第1種区画漁業 ほや垂下式巻釣業 ほたて垂下式巻釣業 わかめ巻釣業	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.69' 東経141° 28.16' の点 イ 北緯38° 25.62' 東経141° 28.26' の点 ウ 北緯38° 25.52' 東経141° 28.05' の点 エ 北緯38° 25.59' 東経141° 27.96' の点 オ カ 北緯38° 25.69' 東経141° 28.05' の点 カ 北緯38° 25.64' 東経141° 28.11' の点	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	ほやの垂下式巻釣業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式巻釣業に因して、異常発生時の県への報告、発症漁場にされた場合はの取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)実行調査に協力しなければならない。	女川町高白浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2437号	第1種区画漁業 ほや垂下式巻釣業 かき垂下式巻釣業 ほたて垂下式巻釣業 わかめ巻釣業	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.55' 東経141° 28.44' の点 イ 北緯38° 25.71' 東経141° 28.56' の点 ウ 北緯38° 25.19' 東経141° 28.73' の点 エ 北緯38° 25.18' 東経141° 28.55' の点 オ 北緯38° 25.43' 東経141° 28.50' の点	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町	ほやの垂下式巻釣業については、次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式巻釣業に因して、異常発生時の県への報告、発症漁場にされた場合はの取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならぬ。 (2)実行調査に協力しなければならない。	女川町横浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名稱	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2441号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁獲業 ほたて垂下式漁獲業 かき垂下式漁航業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 翌年5月31日まで	社鹿部女川町 大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 並んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.95' 東経141° 28.19' の点 ウ 北緯38° 23.98' 東経141° 28.07' の点 エ 北緯38° 24.01' 東経141° 28.05' の点 オ 北緯38° 24.20' 東経141° 28.42' の点 カ 北緯38° 24.23' 東経141° 28.42' の点 キ 北緯38° 24.22' 東経141° 28.52' の点 ク 北緯38° 24.15' 東経141° 28.46' の点 コ 北緯38° 24.14' 東経141° 28.43' の点	女川町大石原	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2443号	第1種区画漁業	ほたて垂下式漁航業 かき垂下式漁航業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	社鹿部女川町 野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に並んだ直線によつて 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.91' 東経141° 28.40' の点 ウ 北緯38° 23.83' 東経141° 28.46' の点 エ 北緯38° 23.72' 東経141° 28.43' の点 オ カ 北緯38° 23.68' 東経141° 28.35' の点 北緯38° 23.73' 東経141° 28.30' の点 北緯38° 23.73' 東経141° 28.27' の点	女川町野々浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2444号	第1種区画漁業	ほたて垂下式漁航業 かき垂下式漁航業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	社鹿部女川町 坂子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 アの順に並んだ直線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.18' 東経141° 28.64' の点 イ 北緯38° 24.17' 東経141° 28.71' の点 ウ 北緯38° 24.06' 東経141° 28.82' の点 エ 北緯38° 23.95' 東経141° 28.76' の点 オ 北緯38° 24.00' 東経141° 28.68' の点 カ 北緯38° 23.95' 東経141° 28.61' の点 キ 北緯38° 23.96' 東経141° 28.53' の点 ク 北緯38° 23.91' 東経141° 28.48' の点 コ 北緯38° 23.86' 東経141° 28.51' の点 サ 北緯38° 23.85' 東経141° 28.50' の点 シ 北緯38° 23.83' 東経141° 28.43' の点	女川町坂子浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2450号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁航業 (ほたて垂下式漁航業 わかめ養殖業)	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	社鹿部女川町 塩浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に並んだ直線によつて囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.97' 東経141° 29.28' の点 イ 北緯38° 25.32' 東経141° 29.56' の点 ウ 北緯38° 25.11' 東経141° 29.99' の点 エ 北緯38° 24.76' 東経141° 29.73' の点	女川町塩浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2451号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石垣郡女川町 小屋取地先	1 ア、ワ及びエの点に夜间識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖業については、 北緯38° 24.38' , 東経141° 30.47' の点 イ 北緯38° 24.44' , 東経141° 30.54' の点 ウ 北緯38° 24.72' , 東経141° 30.80' の点 エ 北緯38° 24.55' , 東経141° 31.07' の点 オ 北緯38° 24.21' , 東経141° 30.74' の点 2 ほや垂下式養殖業については、 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発振旗規則どされた場合の販賣、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町 塩浜、小屋取	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
区第2464号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石垣郡女川町 出島別当浜 地先	1 王の点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖業以上とする。 2 ほや垂下式養殖業については、 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発振旗規則どされた場合の販賣、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町出島	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
区第2471号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石垣郡女川町 江水ノ平 地先	ほや垂下式養殖業については、 水の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発振旗規則どされた場合の販賣、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	女川町江島	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
区第2501号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市若狭浜 内立地先	1 ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式養殖業については、 水の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発振旗規則どされた場合の販賣、 など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)男が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市若狭浜	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁場の時期	漁場の区域（座標底数値は世界測地系による。）	制限又は条件	地元地区	有効期間
区第2502号	第1種区画漁業	ほたて垂下式巻釣業 ほや垂下式漁業 わかめ養殖業 かき垂下式漁業	石巻市名取浜 寺ノ下先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.15' 東経141° 31.26' の点 イ 北緯38° 23.11' 東経141° 31.41' の点 ウ 北緯38° 22.82' 東経141° 31.85' の点 エ 北緯38° 22.79' 東経141° 31.96' の点 オ 北緯38° 23.10' 東経141° 32.39' の点 カ 北緯38° 23.04' 東経141° 32.45' の点 キ 北緯38° 22.50' 東経141° 31.91' の点 ヲ 北緯38° 22.71' 東経141° 31.13' の点	1 方、キ及びクの点に右回りで直線を設置しなければ 可能な漁業を設置しなければならない。 (北緯距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式養殖業について 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁業に關して、 異常発生時の見への報告、 発症池場がされた場合は販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市帝釋浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2503号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業 ほたて垂下式巻釣業 わかめ養殖業 かき垂下式漁業	石巻市前網浜 田島浜地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.24' 東経141° 30.87' の点 イ 北緯38° 24.30' 東経141° 30.85' の点 ウ 北緯38° 24.22' 東経141° 31.19' の点 エ 北緯38° 24.13' 東経141° 31.15' の点	ほや垂下式漁業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発症池場がされた場合は販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2504号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁業 ほたて垂下式巻釣業 かき垂下式漁業 わかめ養殖業	石巻市前網浜 地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.13' 東経141° 31.22' の点 イ 北緯38° 23.71' 東経141° 31.09' の点 ウ 北緯38° 22.72' 東経141° 30.67' の点 エ 北緯38° 23.07' 東経141° 30.81' の点 オ 北緯38° 23.06' 東経141° 30.95' の点 カ 北緯38° 23.15' 東経141° 31.05' の点	1 イ及びクの点に右回りで直線可能な 構造を設置しなければならない。 2 ほや垂下式漁業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発症池場がされた場合は販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2506号	第1種区画漁業	ほたて垂下式漁業 かき垂下式漁業 ほや垂下式漁業 わかめ養殖業	石巻市前網浜 地先	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.32' 東経141° 30.56' の点 イ 北緯38° 23.25' 東経141° 30.76' の点 ウ 北緯38° 22.72' 東経141° 30.56' の点 エ 北緯38° 22.73' 東経141° 30.48' の点 オ 北緯38° 22.90' 東経141° 30.34' の点	1 グの点に右回りで直線可能な構造を 設置しなければならない。 (北緯距離3キロメートル以上とする こと。) 2 ほや垂下式漁業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式養殖業に關して、 異常発生時の見への報告、 発症池場がされた場合は販賣い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市前網浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2507号	第1種区画漁業	ほや垂下式漁獲業 ほたて垂下式漁獲業 かき垂下式漁獲業 わかめ漁獲業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市波留 地先	1 キ、ク及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式漁獲業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁獲業に関する、 異常発生時の見つけの報告、 発症漁船とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 施設管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市波留	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2508号	第1種区画漁業	ほたて垂下式漁獲業 ほや垂下式漁獲業 かき垂下式漁獲業 わかめ漁獲業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市波留 地先	1 オの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式漁獲業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁獲業に関する、 異常発生時の見つけの報告、 発症漁船とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 施設管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市波留	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2509号	第1種区画漁業	かき垂下式漁獲業 ほや垂下式漁獲業 わかめ漁獲業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市谷川浜 地先	1 エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式漁獲業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁獲業に関する、 異常発生時の見つけの報告、 発症漁船とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 施設管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市谷川浜 大谷川浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2513号	第1種区画漁業	ほたて垂下式漁獲業 ほや垂下式漁獲業 わかめ漁獲業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市谷川浜 地先	1 イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 2 ほや垂下式漁獲業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)ほや垂下式漁獲業に関する、 異常発生時の見つけの報告、 発症漁船とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 施設管理規程を定めなければ ならない。 (2)県が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市谷川浜 大谷川浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域（緯度度数値は世界地図系による。）	制限又は条件	地元地区	存続期間
区第2515号	第1種区画漁業	ほや垂下式巻漁業 ほたて垂下式巻漁業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市谷川浜 地先	西に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.41' , 東経141° 29.98' の点 イ 北緯38° 22.57' , 東経141° 31.16' の点 エ 北緯38° 22.37' , 東経141° 30.98' の点 オ 北緯38° 22.43' , 東経141° 30.06' の点	1 イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (エの点に設置する標識にあっては 北緯距離キロメートル以上とする こと。) 2 (オ)や垂下式巻漁業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)生や雁下式漁業に際して、 異常気象時の具への報告、 異常漁獲量とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市谷川浜、 大谷川浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2537号	第1種区画漁業	かき垂下式巻漁業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市大原浜 地先	西に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72' , 東経141° 27.11' の点 イ 北緯38° 20.98' , 東経141° 27.98' の点 ウ 北緯38° 19.94' , 東経141° 28.07' の点 エ 北緯38° 19.60' , 東経141° 27.18' の点	シ及ぶエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	石巻市大原浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2538号	第1種区画漁業	かき垂下式巻漁業 ほや垂下式巻漁業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小網介浜 地先	西に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ直線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.93' , 東経141° 27.65' の点 イ 北緯38° 20.92' , 東経141° 27.70' の点 ウ 北緯38° 20.56' , 東経141° 27.70' の点 エ 北緯38° 20.45' , 東経141° 27.83' の点 カ 北緯38° 20.02' , 東経141° 27.60' の点 キ 北緯38° 19.84' , 東経141° 27.21' の点	1 ア及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 2 (オ)や垂下式巻漁業については、 次の制限又は条件を付す。 (1)生や雁下式漁業に際して、 異常気象時の具への報告、 異常漁獲量とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなければ ならない。	石巻市小網介浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2540号	第1種区画漁業	かき垂下式巻漁業 わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小網介浜 地先	西に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16' , 東経141° 26.90' の点 イ 北緯38° 20.04' , 東経141° 27.08' の点 ウ 北緯38° 19.80' , 東経141° 26.97' の点 エ 北緯38° 19.59' , 東経141° 27.12' の点 カ 北緯38° 19.37' , 東経141° 26.53' の点 キ 北緯38° 19.48' , 東経141° 26.34' の点 キ 北緯38° 19.92' , 東経141° 26.77' の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びキの 点に夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。	石巻市小網介浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
区第2541号	第1種区画漁業	和かき垂下式巻漁業 わかめ養殖業	7月1日から 9月30日まで 9月1日から 翌年5月31日まで	石巻市小網介浜 地先	西に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ直線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.48' , 東経141° 26.34' の点 イ 北緯38° 19.37' , 東経141° 26.53' の点 ウ 北緯38° 19.34' , 東経141° 26.46' の点 エ 北緯38° 19.44' , 東経141° 26.30' の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (エの点に設置する標識にあっては 北緯距離3キロメートル以上とする こと。)	石巻市小網介浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで



第一種共同漁業

公示番号	漁業種類	免許の内容	たるるべき事項	漁場区域(緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第101号	第1種共同漁業 あわび漁業 あさり漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) ほたてがい漁業 かき漁業 こしたかがんがら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) いぎす漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	漁業の名称 1月 1日から 12月31日まで	漁場の位置 気仙沼市 唐桑町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、コ、サ、シ、ス、セ、ソを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 58.24' , 経度141° 37.89' の点 イ 緯度38° 58.31' , 経度141° 39.11' の点 ウ 緯度38° 56.63' , 経度141° 40.10' の点 エ 緯度38° 55.74' , 経度141° 40.59' の点 オ 緯度38° 51.48' , 経度141° 41.29' の点 カ 緯度38° 50.83' , 経度141° 40.95' の点 キ 緯度38° 51.07' , 経度141° 39.25' の点 コ 緯度38° 51.61' , 経度141° 38.76' の点 サ 緯度38° 52.62' , 経度141° 38.40' の点 シ 緯度38° 53.37' , 経度141° 37.57' の点 ス 緯度38° 53.29' , 経度141° 37.36' の点 セ 緯度38° 53.07' , 経度141° 37.17' の点 ソ 緯度38° 52.83' , 経度141° 36.95' の点 の 緯度38° 52.79' , 経度141° 36.82' の点 て 緯度38° 52.88' , 経度141° 36.77' の点		気仙沼市唐桑町	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

公示番号	漁業種類	漁業の名称	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第102号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しりがい) えぞばら漁業(方言つぶ) かき漁業 ほたてがい漁業 もすそがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 わかれ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさき漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 あかもく漁業 あわび漁業 あさり漁業 あづまにしき漁業(方言よめがい) うちせらさき漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかれ漁業 こんぶ漁業 てんぐさき漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	気仙沼市大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.69' , 経度141° 36.06' の点 イ 緯度38° 52.79' , 経度141° 36.82' の点 ウ 緯度38° 52.83' , 経度141° 36.95' の点 オ 緯度38° 53.07' , 経度141° 37.17' の点 カ 緯度38° 53.37' , 経度141° 37.57' の点 キ 緯度38° 52.62' , 経度141° 38.40' の点 ク 緯度38° 51.61' , 経度141° 38.76' の点 ケ 緯度38° 51.07' , 経度141° 39.25' の点 コ 緯度38° 50.11' , 経度141° 39.25' の点 サ 緯度38° 49.07' , 経度141° 37.31' の点 シ 緯度38° 50.04' , 経度141° 36.54' の点 ス 緯度38° 51.85' , 経度141° 35.77' の点	気仙沼市大島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		
共第103号	第1種共同漁業			1月 1日から 12月31日まで	気仙沼市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.88' , 経度141° 36.77' の点 イ 緯度38° 52.79' , 経度141° 36.82' の点 ウ 緯度38° 52.69' , 経度141° 36.06' の点 オ 緯度38° 52.71' , 経度141° 35.91' の点 カ 緯度38° 52.98' , 経度141° 35.75' の点 キ 緯度38° 53.25' , 経度141° 35.71' の点 ク 緯度38° 53.46' , 経度141° 35.63' の点 ケ 緯度38° 53.54' , 経度141° 35.57' の点 コ 緯度38° 53.58' , 経度141° 35.47' の点 サ 緯度38° 53.60' , 絏度141° 35.30' の点 シ 緯度38° 53.67' , 経度141° 35.29' の点	気仙沼市 蔵底 大浦 小ヶ瀬 堤ヶ浦 鶴ヶ浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第104号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言じうりがい) うに漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 てんべき漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	気仙沼市地先	潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 53.12' , 経度141° 35.41' の点 イ 緯度38° 53.01' , 経度141° 35.67' の点 ウ 緯度38° 52.74' , 経度141° 35.72' の点 オ 緯度38° 52.69' , 経度141° 36.06' の点 カ 緯度38° 51.85' , 経度141° 35.77' の点 緯度38° 52.09' , 経度141° 35.20' の点		気仙沼市 松崎 赤岩	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
共第105号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言じうりがい) かき漁業 えぞぼら漁業(方言つぶ) ほたてかい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんべき漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 いぎすす漁業 つのまた漁業 てんぼうそうう漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	気仙沼市地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 52.09' , 経度141° 35.20' の点 イ 緯度38° 51.85' , 経度141° 35.77' の点 ウ 緯度38° 50.04' , 経度141° 36.54' の点 オ 緯度38° 49.33' , 経度141° 36.91' の点 カ 緯度38° 48.63' , 経度141° 36.77' の点 緯度38° 49.51' , 経度141° 35.04' の点		気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第106号	第1種共同漁業	あわひ漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言いさりがい) うほがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言あじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 つのまた漁業 てんぼうそり漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.51' , 経度141° 35.04' の点 イ 緯度38° 48.67' , 経度141° 36.69' の点 ウ 緯度38° 48.47' , 経度141° 36.79' の点 エ 緯度38° 47.01' , 経度141° 33.01' の点 オ 緯度38° 47.67' , 経度141° 31.91' の点	気仙沼市本吉町 沖ノ田 後田 土瀬下 菖蒲沢 道貫 石川原 寺沢 直伝 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九多丸 木戸 日門 山谷 田ノ沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大林 萬 赤牛 小金沢	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第107号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがしがれ漁業(方言いがしがれ) うばがい漁業(方言うべきがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えむし) のり漁業(方言いのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんくさ漁業 あらめ漁業(方言あらめ) ほんたわら漁業 あかはた漁業 おごのり漁業 つのまた漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町地先	次の点A,イ,ヴ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 A 緯度38° 47.67' , 経度141° 31.92' の点 イ 緯度38° 47.01' , 経度141° 33.01' の点 ヴ 緯度38° 45.30' , 経度141° 32.97' の点 エ 緯度38° 45.14' , 経度141° 32.48' の点 オ 緯度38° 45.05' , 経度141° 32.03' の点 カ 緯度38° 44.90' , 経度141° 31.82' の点	気仙沼市本吉町 幸土 大沢 津谷長根 風越 登米沢 北明戸 道外 中島 卯名沢 泉 下宿 平 菅の沢 小浜 二十一浜 長瀬 柳沢 今朝磯 歌生 蕨野	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで	

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	べき事項 漁場区域(緯度経度は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第108号	第1種共同漁業 あわひ漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわつのり) わかめ漁業 ひじき漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) あかはた漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 こしたかがんがら漁業(方言つぶ) ほんたわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津地先	次の方ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 44.90' , 経度141° 31.82' の点 イ 緯度38° 45.14' , 経度141° 32.48' の点 ウ 緯度38° 45.36' , 経度141° 33.14' の点 エ 緯度38° 45.43' , 経度141° 33.64' の点 カ 緯度38° 45.57' , 経度141° 34.43' の点 ク 緯度38° 45.62' , 経度141° 35.38' の点 コ 緯度38° 45.88' , 経度141° 35.18' の点 サ 緯度38° 46.56' , 経度141° 33.74' の点 緯度38° 46.88' , 経度141° 30.65' の点 緯度38° 41.46' , 経度141° 30.29' の点		南三陸町歌津	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第109号	第1種共同漁業 あわひ漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言いがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわつ) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんたわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 41.46' , 経度141° 30.29' の点 イ 緯度38° 40.88' , 経度141° 30.65' の点 ウ 緯度38° 40.50' , 経度141° 31.12' の点 エ 緯度38° 39.75' , 経度141° 30.81' の点 サ 緯度38° 39.16' , 絏度141° 26.68' の点		南三陸町志津川 細浦 清水 荒砥 平磯 柿浜 大森 本浜 汐見 大久保 林	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	免許の内容	内客たるべき事項	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第111号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いかし漁業(方言しりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	町戸倉地先 本吉郡南三陸	次の点A,イ,ウ,エ,オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16' , 経度141° 26.68' の点 イ 緯度38° 39.75' , 経度141° 30.81' の点 ウ 緯度38° 39.06' , 経度141° 32.38' の点 エ 緯度38° 37.35' , 経度141° 34.13' の点 オ 緯度38° 37.83' , 経度141° 31.69' の点		南三陸町戸倉	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第112号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがし漁業(方言しりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) こしたかがんがら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	北上町地先 石巻市	次の点A,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 37.83' , 経度141° 31.69' の点 イ 緯度38° 37.35' , 経度141° 34.12' の点 ウ 緯度38° 36.67' , 経度141° 33.95' の点 エ 緯度38° 34.68' , 経度141° 29.30' の点 オ 緯度38° 34.52' , 経度141° 27.78' の点 カ 緯度38° 34.69' , 経度141° 27.52' の点		石巻市北上町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	べき事項 漁場区域(緯度経度は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第113号	第1種共同漁業	あさり漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) おおのがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 いがいのい漁業(方言しりがい) なまこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 長面地先	次の点ア,イを結んだ線とそれより以西の長面浦の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.73' , 経度141° 27.62' の点 イ 緯度38° 33.79' , 経度141° 27.68' の点		石巻市長面	令和2年4月1日から 令和3年8月31日まで
共第114号	第1種共同漁業	あわび漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 こたまがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 長面地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線及び点A,キを 結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.51' , 経度141° 27.67' の点 イ 緯度38° 34.38' , 経度141° 28.38' の点 ウ 緯度38° 34.22' , 経度141° 28.86' の点 エ 緯度38° 33.95' , 経度141° 29.06' の点 オ 緯度38° 33.52' , 経度141° 28.83' の点 カ 緯度38° 33.79' , 経度141° 27.68' の点 A 緯度38° 33.73' , 経度141° 27.62' の点		石巻市長面, 尾崎	令和2年4月1日から 令和3年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度を値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第115号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがしひ漁業(方言しりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 雄勝町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スを 順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 ア 緯度38° 33.52' , 経度141° 28.83' の点 イ 緯度38° 33.95' , 経度141° 29.06' の点 ウ 緯度38° 33.71' , 経度141° 29.26' の点 オ 緯度38° 34.09' , 経度141° 31.12' の点 カ 緯度38° 33.91' , 経度141° 31.65' の点 キ 緯度38° 33.46' , 経度141° 32.42' の点 ク 緯度38° 31.63' , 経度141° 33.55' の点 コ 緯度38° 30.06' , 経度141° 33.21' の点 サ 緯度38° 29.59' , 経度141° 32.98' の点 シ 緯度38° 28.71' , 経度141° 32.10' の点 ス 緯度38° 29.01' , 経度141° 31.13' の点 のり漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんたわら漁業 あかもく漁業	石巻市雄勝町	名振 船越 大領 熊沢 羽坂 桑浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第116号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがしひ漁業(方言しりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんたわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 雄勝町地先	次の点ア、イ、ウ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80' , 経度141° 29.75' の点 イ 緯度38° 28.71' , 経度141° 30.15' の点 ウ 緯度38° 29.01' , 経度141° 31.13' の点 オ 緯度38° 29.60' , 経度141° 30.88' の点 のり漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんたわら漁業 あかもく漁業	立浜 大浜 小島 明神 雄勝 船戸 唐桑 水浜 分浜 波板	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	区域(緯度度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第117号	第1種共同漁業 あわひ漁業 いがし漁業(方言いりがし) うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんどうわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ,コ,アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.30' , 経度141° 30.42' の点 イ 緯度38° 27.93' , 経度141° 30.30' の点 エ 緯度38° 27.22' , 経度141° 30.83' の点 オ 緯度38° 27.03' , 経度141° 30.84' の点 カ 緯度38° 26.61' , 経度141° 30.81' の点 キ 緯度38° 25.60' , 経度141° 30.58' の点 ク 緯度38° 25.34' , 経度141° 31.45' の点 コ 緯度38° 26.24' , 経度141° 34.54' の点 ア 緯度38° 28.03' , 経度141° 34.39' の点 ウ 緯度38° 28.52' , 経度141° 31.31' の点	女川町出島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		
共第118号	第1種共同漁業 あわひ漁業 うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんどうわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指浜,御前浜, 尾浦,竹ノ浦, 桐ヶ崎	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ,コ,サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80' , 経度141° 29.75' の点 イ 緯度38° 28.71' , 経度141° 30.15' の点 エ 緯度38° 28.14' , 経度141° 29.89' の点 オ 緯度38° 27.93' , 経度141° 30.30' の点 カ 緯度38° 27.22' , 経度141° 30.73' の点 キ 緯度38° 27.03' , 経度141° 30.84' の点 ク 緯度38° 26.61' , 経度141° 30.81' の点 コ 緯度38° 25.60' , 経度141° 30.58' の点 サ 緯度38° 25.87' , 経度141° 28.43' の点 ウ 緯度38° 26.25' , 経度141° 27.95' の点 ア 緯度38° 26.33' , 経度141° 28.04' の点	女川町 指浜 御前浜 尾浦 竹ノ浦 桐ヶ崎	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第119号	第1種共同漁業 あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町石浜, 女川, 鶴神, 小乘浜 地先	次の点ア, イ, ヴ, エを結んだ線並びに 両線間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア 緯度38° 26.04' , 経度141° 27.70' イ 緯度38° 26.33' , 経度141° 28.04' エ 緯度38° 26.43' , 経度141° 27.29' ク 緯度38° 26.68' , 経度141° 27.02'	女川町 石浜 崎 宮ヶ崎 女川 鶴神 小乘浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第120号	第1種共同漁業 あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜, 横浦, 大石原, 野々浜, 飯子浜 塚浜 小屋取地 先	次の点ア, イ, ヴ, エ, オ, カ, キ, クを順次に結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア 緯度38° 26.04' , 経度141° 27.70' イ 緯度38° 26.24' , 経度141° 27.94' エ 緯度38° 25.87' , 経度141° 28.43' オ 緯度38° 24.96' , 経度141° 31.32' カ 緯度38° 24.47' , 経度141° 31.16' キ 緯度38° 24.12' , 経度141° 30.55' ク 緯度38° 24.32' , 経度141° 30.39' エ 緯度38° 24.36' , 経度141° 30.09'	女川町 高白浜 横浦 大石原 野々浜 飯子浜 塚浜 小屋取	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第121号	第1種共同漁業 あわび漁業 いがい漁業(方言いがい) えぞばら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えささいし) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 こんぶ漁業 のり漁業 まつも漁業 てんべさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	あわび漁業 いがい漁業 えぞばら漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 こんぶ漁業 のり漁業 まつも漁業 てんべさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市寄磯, 前網地先	次の点ア, イ, ヴ, エ, オを順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域	ア 緯度38° 23.87' , 経度141° 31.70' イ 緯度38° 24.47' , 経度141° 31.16' エ 緯度38° 24.12' , 経度141° 30.55' オ 緯度38° 23.99' , 経度141° 30.64' ク 緯度38° 23.96' , 経度141° 30.64'	石巻市 寄磯 前網	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第122号	第1種共同漁業	あわひ漁業 うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆる) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	町二股地先 牡鹿郡女川町	潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 23.87' , 経度141° 31.70' の点 イ 緯度38° 24.47' , 経度141° 31.16' の点 ウ 緯度38° 25.34' , 経度141° 31.45' の点 エ 緯度38° 24.58' , 経度141° 34.05' の点 オ 緯度38° 23.83' , 経度141° 33.70' の点 カ 緯度38° 24.15' , 経度141° 32.15' の点 キ 緯度38° 24.09' , 経度141° 32.12' の点	ア イ ウ エ オ カ キ	女川町 石巻市 寄磯	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第123号	第1種共同漁業	あわひ漁業 うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆる) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言いわゆる) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	町江島地先 牡鹿郡女川町	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 26.24' , 経度141° 34.54' の点 イ 緯度38° 25.34' , 経度141° 31.45' の点 ウ 緯度38° 24.58' , 経度141° 34.05' の点 エ 緯度38° 23.83' , 経度141° 33.70' の点 オ 緯度38° 22.98' , 経度141° 34.87' の点 カ 緯度38° 22.61' , 経度141° 36.21' の点 ク 緯度38° 23.30' , 経度141° 36.83' の点 ア 緯度38° 25.96' , 経度141° 36.36' の点	ア イ ウ エ オ カ キ ク	女川町 江島	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	たるべき事項	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第124号	第1種共同漁業	漁業の名称 あわび漁業 いわしがい漁業(方言いがい) えぞほら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 ほんたわら漁業 あかもく漁業	漁業の時期 1月 1日から 12月31日まで 漁場の位置 石巻市寄磯 先	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による) 次の点A,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.64' , 経度141° 29.00' の点 イ 緯度38° 22.81' , 経度141° 30.58' の点 エ 緯度38° 22.21' , 経度141° 33.37' の点 オ 緯度38° 23.86' , 経度141° 33.57' の点 カ 緯度38° 24.15' , 経度141° 32.15' の点 緯度38° 24.09' , 経度141° 32.12' の点	石巻市 寄磯 前網 鮫浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第125号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんたわら漁業 あかもく漁業	漁業の時期 1月 1日から 12月31日まで	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による) 次の点A,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.39' , 経度141° 32.09' の点 イ 緯度38° 20.21' , 経度141° 32.75' の点 エ 緯度38° 21.56' , 経度141° 32.21' の点 オ 緯度38° 22.43' , 経度141° 31.24' の点 カ 緯度38° 22.64' , 経度141° 29.03' の点 緯度38° 22.64' , 絏度141° 29.00' の点	石巻市 泊浜 谷川	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	べきき事項	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第126号	第1種共同漁業 いわひび漁業(方言しゃうがい) うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たご漁業 のり漁業(方言いわうのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで 石巻市 新山浜地先	ア 緯度38° 18.35' イ 緯度38° 18.35' ウ 緯度38° 20.21' エ 緯度38° 20.39'	次の点ア,イ,ウ,エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度141° 32.43' の点 イ 緯度141° 32.74' の点 ウ 緯度141° 32.75' の点 エ 緯度141° 32.09' の点	石巻市 新山浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		
共第127号	第1種共同漁業 いわひび漁業 うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たご漁業 のり漁業(方言いわうのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで 石巻市 站川 浜金華山 地先	ア 緯度38° 15.62' イ 緯度38° 15.90' ウ 緯度38° 18.11' エ オ カ キ ク ケ コ 緯度38° 18.70' 緯度38° 19.86' 緯度38° 19.79' 緯度38° 18.98' 緯度38° 18.35' 緯度38° 17.87' 緯度38° 17.64'	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ,コ,アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度141° 32.83' の点 イ 緯度141° 36.10' の点 ウ 緯度141° 36.40' の点 エ 緯度141° 36.27' の点 オ 緯度141° 35.69' の点 カ 緯度141° 33.53' の点 キ 緯度141° 33.24' の点 ク 緯度141° 32.74' の点 ケ 緯度141° 32.54' の点 コ 緯度141° 32.24' の点	石巻市 寄磯 前網 鮫浦 泊浜 谷川 新山浜 鮎川浜 十八成浜 長瀬浜 小瀬浜 給分浜 大原浜 清水田浜 小網倉浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第128号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 ほたてがい漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) ばかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 まつも漁業 いがいがい漁業(方言しうりがい) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市鮎川, 十八成地先	次の点A,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,ク,ケ,コ,サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 A 緯度38° 18.47' , 経度141° 29.21' の点 イ 緯度38° 18.33' , 経度141° 29.01' の点 ウ 緯度38° 18.20' , 経度141° 28.57' の点 オ 緯度38° 18.00' , 経度141° 28.06' の点 カ 緯度38° 17.24' , 経度141° 29.38' の点 キ 緯度38° 15.93' , 経度141° 31.05' の点 ク 緯度38° 16.24' , 経度141° 31.86' の点 ケ 緯度38° 17.65' , 経度141° 32.09' の点 コ 緯度38° 17.91' , 経度141° 32.46' の点 サ 緯度38° 18.35' , 経度141° 32.74' の点 緯度38° 18.35' , 経度141° 32.43' の点		石巻市 鮎川浜 十八成浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第129号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがいがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次の点A,イ,ウ,エ,オ,カ,キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 A 緯度38° 15.61' , 経度141° 28.41' の点 イ 緯度38° 14.18' , 経度141° 27.16' の点 ウ 緯度38° 13.60' , 経度141° 30.06' の点 オ 緯度38° 14.52' , 経度141° 31.30' の点 カ 緯度38° 14.83' , 経度141° 31.50' の点 キ 緯度38° 16.88' , 経度141° 29.52' の点 緯度38° 16.33' , 経度141° 28.99' の点		石巻市 長渡浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第130号	第1種共同漁業 あわひ下漁業 うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆる) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 網地浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.33' , 経度141° 28.99' の点 イ 緯度38° 16.88' , 経度141° 29.52' の点 ウ 緯度38° 17.04' , 経度141° 29.26' の点 エ 緯度38° 17.52' , 経度141° 28.39' の点 カ 緯度38° 17.81' , 経度141° 27.08' の点 キ 緯度38° 16.90' , 経度141° 26.74' の点 ク 緯度38° 16.42' , 経度141° 26.22' の点 オ 緯度38° 14.68' , 経度141° 27.16' の点 モ 緯度38° 15.61' , 経度141° 28.41' の点	石巻市 網地浜地先	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		
共第132号	第1種共同漁業 あわひ下漁業 うに漁業 なまご漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆる) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 田代浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.81' , 経度141° 27.08' の点 イ 緯度38° 19.25' , 経度141° 25.23' の点 ウ 緯度38° 19.31' , 経度141° 24.21' の点 エ 緯度38° 18.40' , 経度141° 23.51' の点 カ 緯度38° 17.58' , 経度141° 24.05' の点 キ 緯度38° 16.38' , 経度141° 24.19' の点 モ 緯度38° 16.42' , 経度141° 26.22' の点 モ 緯度38° 16.90' , 経度141° 26.74' の点	石巻市 田代浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第133号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆる) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 しゃご漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市 小網倉, 小淵浜, 大原浜, 給分浜, 清水田地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.43' , 経度141° 27.01' の点 イ 緯度38° 20.14' , 経度141° 26.85' の点 ウ 緯度38° 19.80' , 経度141° 27.27' の点 オ 緯度38° 19.03' , 経度141° 26.09' の点 カ 緯度38° 18.00' , 経度141° 28.06' の点 キ 緯度38° 18.20' , 経度141° 28.57' の点 ク 緯度38° 18.33' , 経度141° 29.01' の点 のり漁業(方言いわゆる) 緯度38° 18.47' , 経度141° 29.21' の点	石巻市 小網倉浜 大原浜 給分浜 清水田浜 小淵浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第134号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆる) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんべさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市牧浜, 竹浜,孤崎, 鹿立,福貴浦 地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27' , 経度141° 27.03' の点 イ 緯度38° 22.37' , 経度141° 27.02' の点 ウ 緯度38° 21.89' , 経度141° 25.19' の点 オ 緯度38° 21.20' , 経度141° 24.32' の点 カ 緯度38° 20.51' , 経度141° 24.52' の点 キ 緯度38° 20.28' , 経度141° 25.58' の点 ク 緯度38° 20.14' , 経度141° 26.85' の点 のり漁業(方言いわゆる) 緯度38° 20.43' , 経度141° 27.00' の点	石巻市 牧浜 竹浜 孤崎 鹿立 福貴浦	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第135号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわゆる) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんべさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	石巻市折浜, 蛤浜,桃浦, 月浦,侍浜, 萩浜,小積 地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,キ,クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.41' , 経度141° 23.52' の点 イ 緯度38° 23.08' , 経度141° 23.74' の点 ウ 緯度38° 23.33' , 経度141° 24.18' の点 オ 緯度38° 21.89' , 経度141° 25.19' の点 カ 緯度38° 22.37' , 経度141° 27.07' の点 キ 緯度38° 22.27' , 経度141° 27.03' の点	石巻市 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 萩浜 小積	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	免許の内容	漁業の時期	たる場所	区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第136号	第1種共同漁業	あわひぐ漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言いさりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんくさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業		1月 1日から 12月31日まで	石巻市 小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 23.18' , 経度141° 21.96' の点 イ 緯度38° 23.07' , 経度141° 21.70' の点 ウ 緯度38° 22.51' , 経度141° 21.91' の点 エ 緯度38° 22.38' , 経度141° 22.40' の点 オ 緯度38° 23.08' , 経度141° 23.74' の点 ア 緯度38° 23.41' , 経度141° 23.52' の点	石巻市 小竹浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第137号	第1種共同漁業	あわひぐ漁業 ほかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業		1月 1日から 12月31日まで	石巻市渡波 佐須浜	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 24.17' , 経度141° 21.93' の点 イ 緯度38° 24.13' , 経度141° 21.45' の点 ウ 緯度38° 23.31' , 経度141° 21.58' の点 エ 緯度38° 23.07' , 経度141° 21.70' の点 オ 緯度38° 23.18' , 経度141° 21.96' の点	石巻市 渡波 佐須浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第138号	第1種共同漁業	あさり漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) かき漁業 はまぐり漁業 ほかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業		1月 1日から 12月31日まで	石巻市渡波 地先(万石浦)	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線及び点エ、オを結んだ線並びに両線間の最大高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01' , 経度141° 24.57' の点 イ 緯度38° 25.23' , 経度141° 23.79' の点 ウ 緯度38° 26.19' , 経度141° 24.00' の点 エ 緯度38° 25.00' , 経度141° 22.26' の点 オ 緯度38° 24.98' , 経度141° 22.36' の点	石巻市 渡波 (佐須浜を除く) 福井	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第139号	第1種共同漁業	あさり漁業 かき漁業 うに漁業 なまご漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業, おごのり漁業 ほんだだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町浦宿、 大沢、 針浜地先	次の点ア,イ,ウを順次に結んだ線と女川町針浜浦宿大沢 を通る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01' , 経度141° 24.57' の点 イ 緯度38° 25.23' , 経度141° 23.79' の点 ウ 緯度38° 26.19' , 経度141° 24.00' の点		女川町 浦宿 大沢 針浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第141号	第1種共同漁業	あかがい漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 ばかがい漁業 なまご漁業	1月 1日から 12月31日まで	東松島市 矢本地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.33' , 経度141° 14.88' の点 イ 緯度38° 23.62' , 経度141° 15.21' の点 ウ 緯度38° 23.30' , 経度141° 14.83' の点 エ 緯度38° 23.24' , 経度141° 14.88' の点 オ 緯度38° 21.61' , 経度141° 13.75' の点 カ 緯度38° 23.50' , 経度141° 12.43' の点		東松島市矢本	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第143号	第1種共同漁業	あかがい漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 はまぐり漁業 ほたてがい漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ふのり漁業 なまご漁業	1月 1日から 12月31日まで	東松島市 浜市地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カを順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51' , 経度141° 10.36' の点 イ 緯度38° 21.79' , 経度141° 10.57' の点 ウ 緯度38° 22.00' , 経度141° 11.02' の点 エ 緯度38° 20.50' , 経度141° 12.66' の点 オ 緯度38° 21.35' , 経度141° 13.45' の点 カ 緯度38° 23.39' , 経度141° 12.14' の点		東松島市 牛飼 浜市	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第144号	第1種共同漁業	あさり漁業 あかがい漁業 こたまがい漁業 ほたてがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線とによって囲まれた 区域 ア 緯度38° 22.51' , 経度141° 10.36' の点 イ 緯度38° 21.98' , 経度141° 10.52' の点 ウ 緯度38° 21.44' , 経度141° 9.46' の点		東松島市 野蒜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第145号	第1種共同漁業	しゃこ漁業 あさり漁業 えむし漁業(方言えさむし) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43' , 経度141° 9.38' の点 イ 緯度38° 21.42' , 経度141° 8.98' の点 ウ 緯度38° 21.39' , 経度141° 8.28' の点 エ 緯度38° 21.53' , 経度141° 7.44' の点 オ 緯度38° 22.80' , 経度141° 7.57' の点		東松島市 野蒜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第146号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あづまにしき漁業(方言あかざがい) いかがい漁業(方言じうりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) はまくろ漁業 ほたてがい漁業 こたまがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しゃこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 あらめ漁業(方言かじめ) こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほや漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月 1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 ア 緯度38° 21.43' , 経度141° 9.38' の点 イ 緯度38° 21.39' , 経度141° 8.28' の点 エ 緯度38° 21.08' , 経度141° 7.93' の点 オ 緯度38° 20.58' , 経度141° 7.99' の点 カ 緯度38° 20.32' , 経度141° 7.87' の点 キ 緯度38° 19.99' , 経度141° 7.96' の点 ク 緯度38° 19.52' , 経度141° 8.11' の点 ケ 緯度38° 19.05' , 経度141° 8.11' の点 コ 緯度38° 18.60' , 経度141° 9.75' の点 サ 緯度38° 18.57' , 経度141° 11.17' の点 シ 緯度38° 20.50' , 経度141° 12.66' の点 ス 緯度38° 22.00' , 経度141° 11.02' の点 セ 緯度38° 21.79' , 経度141° 10.57' の点 ソ 緯度38° 21.98' , 経度141° 10.52' の点 エ 緯度38° 21.44' , 経度141° 9.46' の点		東松島市 宮戸	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第147号	第1種共同漁業	あさり漁業 しじみ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しゃご漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	宮城県 松島町地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 但し、松島海岸福浦橋東側基部、福浦島福浦橋東側基部、 福浦島東南端、千賀島中央、毘沙門島南端、恵比須島中央、 恵比須島中央から雁金島中央見通線と対岸海岸線との交点 を順次に結んだ線以内の区域を除く。 ア 緯度38° 21.03'、経度141° 3.56' の点 イ 緯度38° 20.56'、経度141° 4.36' の点 ウ 緯度38° 21.68'、経度141° 7.46' の点		松島町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第148号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あさづき漁業(方言あかざがい) うばがい漁業 えぞほら漁業(方言つぶ) ばかがい漁業 うちむらさき漁業(方言よめがい) うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 しやご漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業	1月 1日から 12月31日まで	塩釜市 浦戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、ア の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 ア 緯度38° 20.56'、経度141° 4.36' の点 イ 緯度38° 21.68'、経度141° 7.46' の点 ウ 緯度38° 21.53'、経度141° 7.44' の点 エ 緯度38° 21.39'、経度141° 8.28' の点 カ 緯度38° 21.07'、経度141° 7.93' の点 キ 緯度38° 20.58'、経度141° 7.99' の点 ク 緯度38° 20.32'、経度141° 7.87' の点 ケ 緯度38° 19.99'、経度141° 7.96' の点 コ 緯度38° 19.52'、経度141° 8.11' の点 サ 緯度38° 19.05'、経度141° 8.11' の点 シ 緯度38° 18.94'、経度141° 7.25' の点 ス 緯度38° 19.20'、経度141° 6.08' の点 ア 緯度38° 20.07'、経度141° 4.36' の点	塩釜市浦戸	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第149号	第1種共同漁業 あさり漁業 かき漁業 しゃご漁業 えむし(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで 宮城郡利府町 浜田、 須賀地先	ア 緯度38° 21.03' , 経度141° 3.56' の点 イ 緯度38° 20.56' , 経度141° 4.36' の点 ウ 緯度38° 20.07' , 経度141° 4.36' の点 エ 緯度38° 20.28' , 経度141° 4.06' の点 オ 緯度38° 20.08' , 経度141° 3.88' の点 カ 緯度38° 19.96' , 経度141° 4.12' の点 キ 緯度38° 19.69' , 経度141° 3.72' の点 ク 緯度38° 19.44' , 経度141° 3.51' の点 ケ 緯度38° 19.37' , 経度141° 3.26' の点 コ 緯度38° 19.35' , 経度141° 3.12' の点 サ 緯度38° 19.50' , 経度141° 2.90' の点 シ 緯度38° 19.59' , 経度141° 2.99' の点 ス 緯度38° 19.59' , 経度141° 3.00' の点 セ 緯度38° 19.78' , 経度141° 3.19' の点 タ 緯度38° 19.84' , 経度141° 3.22' の点 ヨ 緯度38° 19.92' , 経度141° 3.10' の点	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ	塩釜市 多賀城市 利府町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		
共第150号	第1種共同漁業 あさり漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) あかににしこ漁業 かき漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 あわひじ漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで 七ヶ浜町 馬放島地先	ア 緯度38° 19.43' , 経度141° 3.97' の点 イ 緯度38° 19.44' , 経度141° 3.51' の点 ウ 緯度38° 19.69' , 経度141° 4.11' の点 エ 緯度38° 20.08' , 経度141° 3.88' の点 オ 緯度38° 20.28' , 経度141° 4.06' の点 カ 緯度38° 20.07' , 経度141° 4.36' の点 キ 緯度38° 19.63' , 経度141° 4.85' の点 ク 緯度38° 19.28' , 経度141° 4.83' の点 ケ コ 緯度38° 19.36' , 経度141° 4.26' の点	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ	七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで		

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第151号	第1種共同漁業 あづまにしき漁業(方言あかざらがい) あかにしこ漁業 かき漁業 えむしこ漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまご漁業	1月 1日から 宮城郡七ヶ浜 町東宮浜、 要害地先	12月31日まで	宮城郡七ヶ浜 町吉田浜、 花淵浜、 菖蒲田浜、 松ヶ浜、 湊浜地先	次の点A,イ,ウ,エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線 線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30' , 経度141° 3.92' の点 イ 緯度38° 19.20' , 経度141° 3.22' の点 エ 緯度38° 19.01' , 経度141° 2.89' の点 緯度38° 18.82' , 経度141° 2.92' の点		七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第152号	第1種共同漁業 あわひ漁業 あさり漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 うに漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまご漁業	1月 1日から 宮城郡七ヶ浜 12月31日まで			次の点A,イ,ウ,オ,カ,キ,ク,ケ,コ,サ,シ,ス, セ,ソ,タ,チを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.87' , 経度141° 4.80' の点 イ 緯度38° 19.21' , 経度141° 4.69' の点 エ 緯度38° 19.09' , 経度141° 5.23' の点 オ 緯度38° 18.59' , 経度141° 6.13' の点 カ 緯度38° 18.63' , 経度141° 6.66' の点 キ 緯度38° 18.05' , 経度141° 7.60' の点 ク 緯度38° 17.45' , 経度141° 7.63' の点 ケ 緯度38° 15.93' , 経度141° 5.39' の点 コ 緯度38° 17.10' , 経度141° 4.46' の点 サ 緯度38° 16.38' , 経度141° 3.84' の点 シ 緯度38° 16.55' , 経度141° 3.70' の点 ス 緯度38° 16.34' , 経度141° 3.24' の点 セ 緯度38° 16.18' , 経度141° 3.34' の点 タ 緯度38° 16.20' , 経度141° 2.66' の点 チ 緯度38° 16.25' , 経度141° 2.66' の点 チ 緯度38° 16.37' , 経度141° 2.92' の点 チ 緯度38° 16.71' , 経度141° 2.80' の点		七ヶ浜町 吉田浜 花淵浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで
共第153号	第1種共同漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 なまご漁業	1月 1日から 名取市閑上、 12月31日まで仙台市地先			次の点A,イ,ウ,オ,カ,キを順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線によつて囲まれた区域 ア 緯度38° 14.90' , 経度141° 0.60' の点 イ 緯度38° 14.83' , 経度141° 1.32' の点 ウ 緯度38° 14.78' , 経度141° 1.99' の点 オ 緯度38° 15.04' , 経度141° 2.16' の点 カ 緯度38° 15.02' , 経度141° 2.62' の点 キ 緯度38° 7.88' , 経度140° 57.51' の点 シ 緯度38° 7.92' , 経度140° 56.49' の点		名取市 仙台市	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで

公示番号	漁業種類	免許の内容	漁業の時期	漁場の位置	べき事項	制限又は条件	関係地区	存続期間
共第155号	第1種共同漁業 あかがれい漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	下増田閑上, 仙台市地先	次の点ア,イ,ウ,エ,オ,カ,アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度38° 7.50' , 経度140° 58.11' の点 イ 緯度38° 6.75' , 経度141° 0.98' の点 ウ 緯度38° 11.33' , 経度141° 2.72' の点 オ 緯度38° 12.82' , 経度141° 5.07' の点 カ 緯度38° 14.93' , 経度141° 3.69' の点 緯度38° 12.29' , 経度141° 0.70' の点		七ヶ浜町 仙台市 名取市 亘理町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第156号	第1種共同漁業 うはがれい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜, 岩沼市地先	次の点ア,イ,ウ,エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線どによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03' , 経度140° 55.21' の点 イ 緯度38° 2.18' , 経度140° 56.78' の点 ウ 緯度38° 7.88' , 経度140° 57.51' の点 エ 緯度38° 7.92' , 経度140° 56.49' の点		亘理町 荒浜	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第157号	第1種共同漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	亘理郡亘理町 吉田, 逢隈, 荒浜地先	次の点ア,イを結んだ線とそれより以南の島の海の最大 高潮時海岸線どによつて囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03' , 経度140° 55.21' の点 イ 緯度38° 2.24' , 経度140° 54.60' の点		亘理町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第158号	第1種共同漁業 うはがれい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 はまぐり漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜, 吉田地先	次の点ア,イ,ウ,エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線どによって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.61' , 経度140° 54.82' の点 イ 緯度37° 59.82' , 経度140° 56.85' の点 ウ 緯度38° 2.18' , 経度140° 56.78' の点 エ 緯度38° 2.03' , 経度140° 55.21' の点		亘理町	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

公示番号	漁業種類	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項			制限又は条件	関係地区	存続期間
		漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置			
共第159号	第1種共同漁業 あかがい漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	直理郡直理 町荒浜、吉 田、岩沼市 玉浦地先	次の方ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.24' , 経度140° 57.16' の点 イ 緯度37° 58.85' , 経度140° 59.58' の点 ウ 緯度38° 4.49' , 経度140° 59.83' の点 オ 緯度38° 4.97' , 経度140° 59.94' の点 カ 緯度38° 5.36' , 経度140° 57.25' の点 緯度38° 4.88' , 経度140° 57.14' の点	山元町 坂元 亘理町 荒浜 名取市 閑上	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	
共第160号	第1種共同漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 しゃご漁業 わかれ漁業 なまこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	直理郡山元町 坂元地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸 線どによりて囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79' , 経度140° 55.85' の点 イ 緯度37° 53.79' , 経度140° 56.54' の点 ウ 緯度37° 59.82' , 経度140° 56.85' の点 エ 緯度37° 59.61' , 経度140° 54.82' の点	山元町 坂元	令和2年4月1日から 令和5年8月31日まで	

